

発行所  
青森県高等学校・障害児  
学校教職員組合  
青森市橋本1丁目2-25  
教育会館017(734)7287  
編集発行人 酒田 幸  
購読料一部20円は組合費  
の中に含む

さようなら原発・  
核燃3.11青森集会  
\*日時:2019年3月10日(日)  
12:30~16:00  
\*会場:青森市文化会館  
\*ライブ&トーク、報告 他

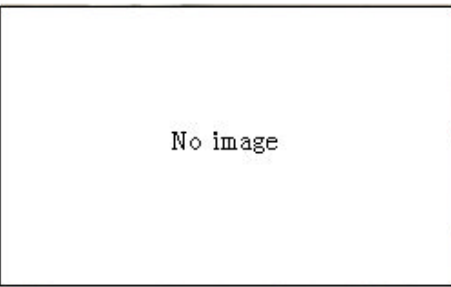
Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyos.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

# 教育長明言!

## 臨時講師「空白の1日」撤廃へ!

### ～統一要求書教育長交渉～

1月30日、青森県庁教育委員会室において、統一要求書に基づき、教育長交渉が行われました。高教組からは酒田執行委員長をはじめ、9名が交渉に臨みまし  
た。11月に提出した74項目のうち、特に重要な4つの要求項目に絞って、重点的に  
交渉を行いました。この場で教育長は、臨時講師の任用期間の「空白の1日」を  
2020年3月から撤廃することを、明言しました。これにともない、臨時講師は  
共済組合への加入が認められるなど、雇用条件が大幅に向上することになります。



No image

「空白の1日」廃止署名を手渡す酒田執行委員長

臨時講師の賃金の最高号俸打ち切り制度を廃止し、給料表を2級にすること。臨時講師の辞令の空白期間の設定は必要がないのでやめること。

教育長・臨時講師は人事委員会規則により1級の職務として格付けされている。最高号給の見直しは、県の財政事情など様々な課題があるが、国の改正内容や他県の対応等を踏まえて検討する。会計年度任用職員制度が導入される

ことに伴い、運用において「空白期間」を設けることは適切ではない。」とある。県教育委員会としても、「空白期間」を設けずに任用する方向で考えており、現在、様々な課題について整理している。

組 合・空白期間を設定するのは適切ではない、空白期間を設けないのは、今年3月からか。確認したい。教育長・様々な課題を整理する必要はある。今すぐ実施ではなく、今年3月の空白は解消されない。

組 合・空白の解消に向けて努力しているということでしょうか? マニュアルに書かれていることは、空白期間の適正化。空白を解消することと明確にある。実現してほしい。さらに、給与について、給与水準の考え方として、教諭と同等の働

きをしている場合、下位の級に格付けたり、頭打ちなどの状態は改定することを求めている。2級格付けすることが一番大切で、私たちの一番の要求である。臨時講師の働き方についてのお考えは?

教育長・臨時講師はよく働いて、ほかの教員と同様に働いている、そのおかげで、県内の子どもたちも成長している。臨時講師の待遇については、今のままでよいとは思っていない。何ができるかは全国の状況を見ながら本県でできることを考えていきたい。

パワーハラスメントの相談窓口と苦情処理機能を設置すること。  
教育長・ハラスメントについては、まずは意識啓発に

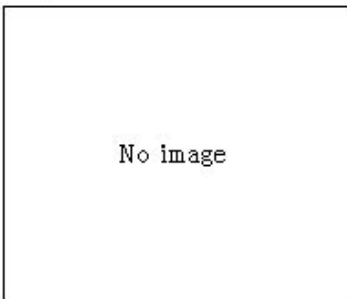


No image

答弁をする和嶋教育長

## 坂道の風

昨年未から何かと耳にする言葉が「平成最後の」である。新元号は4月1日に発表されるというが、自分の人生の中では、2回目の改元ということになる。▼昭和から平成に変わった時は、大学を卒業して教員の正式採用を目指していた時期にあたる。臨時講師時代も含めれば、自分の教員生活は「平成」と共にあったといえる。この間に、教育や教員を取り巻く環境や情勢も大きく変化した。学校週5日制完全実施、教育基本法改悪、教員免許更新制実施、人事評価制度導入、教員の多忙化など、様々なことがあげられる。平成の印象として教員も子どもたちも、より厳しい環境の中に置かれるようになった時代であるといえるのではないかと▼5月から始まる新しい時代。1000初の一」という言葉がしばらく世間を騒がすと思うが、どんな時代になるか予想はできない。ただ、私たちを取り巻く様々なこと、教育や教員の働き方、生活が現状よりもよくなっているといふ願っている。(く)



資料を提示して回答を迫る逢坂書記長

直して提出する。特にパワハラに関する要綱は、労働条件に関するものであるにもかかわらず、策定するにあたって、組合側が意見表明をする場がなかった。教育長の回答によると、十分周知されていない、ということだったが、我々の認識と違う。要綱そのものに問題があると考えている。今回の事案は典型的なパワハラだが、足掛け3年もかかっている。要綱について、これで充分であると考えているのか。

教育長・管理職に相談できない場合、ということでも、相談窓口を教育委員会に用意している。機能していないということにおいて、昨年いろいろな話をいただいた。完璧である、ということも作るのには難しいだろう。さらに良いものを作っていくきたい。

組 合…改めて要求書を提出する。また今回の件について、教育長・来年度について、現在見直している状況である。学校教育課との話し合いの中で様々な選択肢があり、どんな風に負担軽減ができるか、具体的な内容について検討している。

組 合…アンケートでは良かったようだが、こちらで聞いてみると、評判がよくない。必要な内容もあるが、受講者の負担を考えると、実施の在り方を現在見直している、ということか。

教育長・宿泊研修は、文部科学省の研修例に基づき設定したもので、学校では得難い各種体験を積んで、教員の相互交流を深める機会が、実践的指導力を養い、幅広い知見を習得する上で有効であり、評価をいただいている研修プログラムとなっている。初任者研修については、受講者の負担を十分に考慮していきたいと考えており、宿泊研修についても、実施のあり方や内容の見直しをしている。

初任者研修において、宿泊研修など勤務時間外まで拘束する研修をやめること。

いては、厳正な処分を求めたい。誰も県教委を信用しなくなる。

組 合…文科省では必ずやれといっているわけではない。初任者は疲れている。具体的な提案が欲しい。教育長・年度内に検討し、初任者の負担軽減となるようにしたい。また、強制はあってはいけない。様々な事情がある初任者であるが、気持ちよく研修を受けたい。

教育長・次年度以降の障害者の任免状況の把握・確認方法は、今後検討するが、これまでと同様に、プライバシーに配慮しながら、障害者手帳の所持を確認する必要がある。障害のある教職員に対しても、必要な合理的配慮を行うこととなる。教職員から意思表示があった場合、相手方との相互理解を図り、合理的配慮が提供できるようにするとしている。

障害者雇用状況調査の方法を見直しすること。現に障害を持って働いている教職員に合理的配慮を提供すること。

組 合…調査方法は見直すということか。

教育長…見直すということではない。来年どうするかを検討している。プライバシーへの配慮が必要。



# 部活手当、引下げは再交渉へ!

県教育委員会職員福利課は、1月22日、「特殊勤務手当の改正」を提示しました。具体的には、①部活動指導手当の改正(現行4時間程度3,600円→3時間程度2,700円)、②特別支援教育手当の改正(高校の通級指導学級指導者も支給対象とする)の2点です。県当局は2月議会での提案、2019年4月1日の実施とする意向です。2月5日に県当局と交渉を行い、現場の実情を踏まえ、部活動指導手当の引下げを許さないことを強く訴え、県教委は再交渉を提案しました。

組 合…葉書に目隠しがプライバシーの配慮なのか。障害者にとっては、きちんと出してもらおう。シールで目隠ししては、職場で合理的配慮ができない。

県部活動指導手当は、「週休日、休日等又は休日等にあたる日以外の正規の勤務時間が4時間または3時間45分である日におこなう」部活動指導に支払われるものです。現在の制度では、4時間を超えて部活動指導をしても定額しか支払われなく、4時間の部活動指導をしないと手当の支給対象外になります。また、部活動指導にかかわる交通も支給されていません。教員の多忙化の重要な要因として部活動があげられていますが、現状でもその労働に対する対価として現在の手当では十分でないのです。そのような状態であるにも関わらず、県教委は「国準拠(2019年度の政府

予算案において部活動手当の支給要件の見直しとして3時間程度2,700円とする」として、この提示をしてきたのです。高教組では、多忙化解消に向けて部活動の在り方を見直すとともに、関わる先生方の労働条件の維持向上も必要であると考えます。そのため、3時間以上部活動を行う危険性がまだある中でこの提示の撤回を求めるとともに、時間単位での支給を可能とする制度の実現、経過措置として現行の支給を維持すること、部活動指針の順守を促すこと、「対外運動競技等引率手当」の対象拡大を要求し、交渉に臨みました。

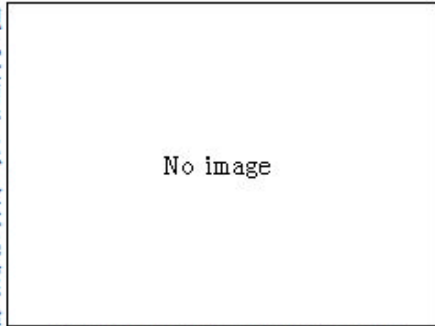
特別支援教育手当は、県立では特別支援学校教員に支給されていましたが、高校にも通級指導教室ができたことで、支給対象を、その通級指導教室担当教員等にも拡大すると提示されました。高校での特別支援教育の拡大に寄与するものとして、さらなる拡大を求めていきます。

# 「集う、学ぶ、つながるはチカラ！」

## ～第18回全国障害児学級&学校学習交流集会 in 仙台～

1月12日～14日、仙台市において、表記の集会が開催され、全国各地から500名を超える仲間が集いました。青森県から11名(高教組7名、県教組4名)が参加しました。この集会在仙台市で前回開催されたのは、2011年1月でした。前回の開催直後の3月に東日本大震災があったことは、多くの参加者の胸に刻まれており、今回はその後の仙台で開催されたということでも、意義深い集会になりました。

現地企画では、全体集会以震災当日の状況を歌詞にした歌が歌われたり、福島県の農村の現状が報告されたり、フィールドワークとして、「被災地を巡るバスツアー」が企画されたりと、震災から8年を意識したものとなりました。全体講演は日本障害者協議会代表の藤井克徳さんが、「障害のある人が人間らしく生きるには憲法と障害者権利条約を生かして」と題して行いました。ナチスのT4作戦の具体的な事実、「津久井やまゆり園」事件や震災での障害者の死亡率、障害者雇用の水増し問題、優生保護法の被害などを具体的に示しました。現在の情勢と過去の教訓、そして未来に向けた視点をしつかり持つことを強調するとともに



現地企画で力強い歌声を披露した皆さん

に、「障害のある人が人間らしく生きる」社会は、すべての人が「人間らしく生きる」社会につながるのと力強く語ってくれました。2～3日目は文化バザール、分科会、教育フォーラムが開かれ、全国の優れた

実践を学びました。「集う。学ぶ。つながるはチカラ」を実感できる集会でした。来年は兵庫県で開催予定です。特別支援学校だけではなく、高校の皆さんも参加してみてもどうでしょうか？

### 学力って何だ？ 改訂学習指導要領を乗り越える主権者教育の視点から

#### ～高校教育シンポジウム in 大阪～

1月26日～27日、東大阪市で表記の集会が行われました。「戦争する国」を支える人材づくりのために、改訂教育基本法を具体化する教育施策が進められています。また、改訂高等学校指導要領が告示され、国や財界の求める人材像に即した「資質・能力」を身につけさせるための教育内容、指導方法、評価のあり方への押しつけが懸念されています。

生団体SWISSのメンバーとして活動している大学生。東京大学に在学中、自治会委員長として学費負担軽減に取り組み、現在弁護士として労働問題を中心に活動されている西川さん。「自分が主権者として感じるのはどんなときか。」の問いに、それぞれの立場から発言がありました。高校生にとっては一番身近な社会が学校であり、先生方の日常の態度を考えて欲しいことや生徒の問いかけに耳を傾けて欲しいなどの発言がありました。

2日目は4つの分科会に分かれて話し合いがもたれました。第一分科会では「高教生の学びを社会全体で支えよう」第二分科会では「民主的な主権者を育てる学校づくりをすすめるよう」第三分科会では「高校生に確かな学力を保障しよう」第四分科会では「高校における特別支援のあり方を考えよう」でした。

第三分科会では40名を超える参加者で、2019年度から導入される「高教生の学びの基礎診断」と2020年度から実施される「大学入学共通テスト」の問題点について活発な議論が交わされました。本集会以20代の教師の参加が5%に満たないと指摘された場面がありましたが、若者を含め多くの方に参加して欲しい集会でした。

「よりよい社会をはぐくむ教育を」の演題で神戸女学院大学の石川康宏さんの講演のあと、高校生、大学生、若者の3人のシンポジストによるシンポジウムが行われました。中学時代に理不尽な校則や教師の心無



活発な議論が行われた分科会討議

# 全国の青年教職員と集う濃密な2日間!

## ～全教青年教職員学習交流集会“TANE” in 広島～

2月2～3日、全教青年教職員学習交流集会「TANE」 in 広島に参加しました。1日目は、①広島県被団協副理事長の吉岡幸雄氏による被爆証言、②「ヒバクシャ国際署名」キャンペンリーダー林田光弘氏と青年教職員の対談、③分科会「しくじり先生」保護者対応について「巻」他、が行われ、2日目はフィールドワーク「ヒロシマを知るはじめての歩」平和公園を学ぶが行われました。全国の青年教職員が集まり、とても楽しく、また勉強になる有意義な時間でした!

1日目の全体講演では、世界中を周り被爆証言をされている吉岡幸雄氏(広島県被団協副理事長)の被爆体験に衝撃を受けるとともに、核兵器がいかに非人道的な兵器であるかということの世界中に伝えるその活動に感銘を受けました。また、林田光弘氏(「ヒバクシャ国際署名」キャンペンリーダー)が青年教員との対談の中で、「私は、核兵器廃絶は可能だと確信している、そう確信してこの活動をしている」という言葉が非常に印象的でした。

全国からたくさんの青年教職員が集いました。

その後の分科会では、レポーターの保護者対応の「しくじり」(失敗談)を聞き、その後しくじらないための保護者対応についてグループで考え、寸劇を披露し、盛り上がりました。



原爆ドームに平和への思いを強くしました。

2日目の分科会は、平和公園を教員OBのガイドさんと周るフィールドワークに参加しました。原爆投下時の人々の悲惨な様子が、被爆者の描いた絵とともに生々しく語られました。修学旅行で、生徒達を広島に連れてきたいと強く思いました。

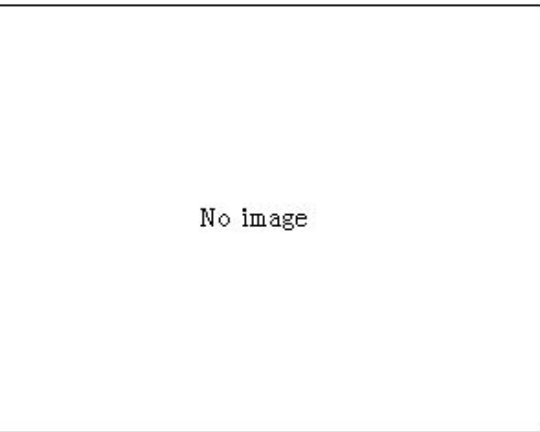
## 希望あふれる年にしよう!

### ～中南支部新年会～

1月8日、中南支部新年会が弘前市「まつや」で開催されました。参加者はOBを含めて9名でしたが、普段なかなか支部活動に参加できない仲間も交えて、和やかに行うことができました。「まつや」はカニを食べられる居酒屋として有名な、新年会でも、毛ガニなど

支部活動を充実させようと確認し、新たな年に向けて、希望を

この勢いを受けて、翌1月9日には「6・9行動」として、弘前中三前での核兵器廃絶を求める署名活動にも取り組みました。



和やかに新年の希望を語り合った中南支部

### 教育厚生会からのお知らせ 奨学生募集

- 1.出願資格**  
 本会会員又は県内に5年以上在住者の子弟で、次のすべてに該当する者  
 (1)大学又は大学院に入学又は在学する者  
 ※通信教育課程及び短期大学は除く  
 (2)学資の負担が困難と認められる者  
 (3)健康上修学に支障がなく学業優秀な者  
 ・大学入学者は、卒業高等学校の全履修科目評定が中以上、又は5段階法においては平均3.0以上とする  
 ・大学又は大学院在学者は、当該年次において必要な所定の単位を取得しているものとする  
**※既に本会の奨学生の場合は出願できません。**
- 2.区分**  
 第1種奨学金…100万円 第2種奨学金…80万円  
**※第1種・第2種とも在学期間をとおり1回のみのお貸与となります。**
- 3.出願期間**  
 2019年3月1日～4月15日(厳守)

皆様に広くご利用いただけるよう、**貸与時の連帯保証人の条件を緩和**しております。詳しくは、本会ホームページをご覧ください。  
 奨学生募集要項及び選考願書もホームページからダウンロードできます。



出願をお待ちしております

<お申込み・お問合せ>  
 一般財団法人 青森県教育厚生会  
 030-0823 青森市橋本一丁目2-25  
 TEL(017)721-1313

青森県教育厚生会